

令和3年度第4回玉名市都市計画審議会・第2回玉名市景観審議会合同会議 議事録

(1) 審議会概要

日時	令和4年3月29日(月)午前9時30分～正午				
場所	玉名市民会館 マルチホール				
出席者	審議会委員	玉名市都市計画審議会		玉名市景観審議会	
		熊本県立大学教授	柴田 祐	熊本大学准教授	田中 尚人
		九州看護福祉大学准教授	中野 聡太	熊本県立大学教授(都市計画審議会委員兼任)	柴田 祐
		熊本県建築士会あらたま支部支部長	伊東 和也	熊本県建築士会あらたま支部事業継承委員長	原 伸広
		玉名市農業委員会会長	下川 安	玉名商工会議所建設産業部会副会長	羽山 眞澄
		玉名市議会議員	浜田 繁次郎	(一社)玉名観光協会事務局長	泉 明日佳
		玉名市議会議員	田浦 敏晴		代理:柿添克也
		玉名市議会議員	北本 将幸	玉名市文化財保護審議会会長	前川 清一
		玉名市議会議員	松本 憲二	玉名市農業委員会副会長	高田 優子
		玉名市議会議員	田畑 久吉	高瀬まちづくり協議会会長	矢田部 知明
		熊本県北広域本部玉名地域振興局長	無田 英昭	玉名温泉観光旅館協同組合理事長	吉永 博之
		玉名警察署交通課長	星子 博秋	一般公募	村田 明彦
		市の住民(玉名市区長会協議会会長)	永井 正治	一般公募	松尾 侃
		市の住民	高垣 裕子	熊本県北広域本部主幹兼景観建築課長	田口 順也
		熊本県玉名地域振興局維持管理調整課主幹	土田 芳生		
出席者	事務局等	事務局		庁内検討会議	
		建設部長	片山 敬治	総務部財政課長補佐兼財政係長	大石 晋史
		建設部 都市整備課審議員	金棒 利彦	企画経営部企画経営課企画係長	森川 賢一
		建設部 都市整備課課長補佐兼新都市整備係長	中川 英昭	産業経済部商工政策課長補佐兼企業立地推進室長	神永 和典
		建設部 都市整備課課長補佐兼まちづくり推進係長	森田 文子	産業経済部農地整備課課長補佐兼管理係長	中林 隆博
		建設部 都市整備課参事	植田 暁人	産業経済部農地整備課長補佐	中川 雅彦
		建設部 都市整備課技術主任	羽山 徳晃	企画経営部企画経営課企画係主任	西村 智之
		建設部 都市整備課主任	田上 太志		
		建設部 都市整備課主任	木原 真吾		
		建設部 都市整備課主事	田上 和佐		
出席者	随 行	玉野総合コンサルタント株			
		県北広域本部玉名地域振興局	山道 広人		
欠席者	玉名商工会議所副会頭	山田 邦男	玉名商工会理事	森山 耕治	
	市の住民	堀 薫			

会 次 第	1	開 会
	2	会長挨拶
	3	委員紹介
	4	議題 (1) 玉名市都市計画マスタープランの見直しについて (2) 玉名都市計画道路の見直しについて (3) 玉名市景観計画の見直しについて
	5	閉 会

(2) 議事録

司会	定刻になりましたので、只今より令和3年度第4回玉名市都市計画審議会及び第2回景観審議会合同会議を開催いたします。 さっそくですが、それぞれの審議会会長にご挨拶をいただきたいと思います。 まずは、玉名市都市計画審議会会長 柴田祐様よろしくお願ひいたします。
都計審会長	おはようございます。前回、8月にこのような形の審議会を開催させていただきました。あの時にも思いましたが、合同で開催してとても良かったなと思いました。 都市計画審議会としては、その後、単独で審議会を開催し、またこういった形で合同で開催できることをうれしく思います。 どちらの審議会からも積極的にご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。
司会	続きまして、玉名市景観審議会会長 田中尚人様よろしくお願ひいたします。
景観審会長	皆様おはようございます。今回の議題は3件とも見直しという作業なのでどうしても、一回作ったものを見直すことに人間は痛みがあります。 しかしながら、見直すということが、自分たちの未来に向けて、玉名がどうなっていけばいいかと考える場になればいいと思います。 柴田先生もおっしゃいましたが、一緒にやるということが、お互いにとってメリットがあることだと思いますので、ぜひお互いの意見をしっかり聞いていただいて活発な議論をしていただければと思います。よろしくお願ひいたします。
司会	議事に先立ちまして、今回、都市計画審議会委員の交代がっておりますので、ご紹介いたします。 (新任委員紹介 挨拶)
司会	ありがとうございます。なお、本日は、玉名市都市計画審議会 山田委員、堀委員、玉名市景観審議会 森山委員より欠席のご連絡をいただいております 続きまして、都市計画審議会につきまして、運営要領に基づく、議事録署名者の指名を、柴田会長よりお願ひいたします。
都計審会長	それでは、玉名市都市計画審議会運営要領に基づき、議事録署名者を指名いたします。本日は、浜田委員と星子委員にお願ひいたします。よろしいでしょうか。
両委員	はい。
司会	続きまして、本日の議案はすべて公開としてよろしいでしょうか。
都計審会長	はい。本日の議案はすべて公開といたします。傍聴及び報道関係者はいらっしゃいますか。
司会	傍聴は1名。また、玉名市都市計画マスタープラン及び玉名市景観計画見直しにかかる庁内検討委員会の委員が6名傍聴いたします。よろしいでしょうか。
委員	はい。
司会	それでは、議題に入りたいと思います。本日は、議題として3つ予定しておりますが、内容としてはすべて関連した報告事項となります。 この後の議事進行につきましては、都市計画審議会に係る部分につきましては、玉名市都市計画審議会の柴田会長に、景観審議会に係る部分につきましては、玉名市景観審議会の田中会長にお願ひしたいと思います。 まず初めに、柴田会長よろしくお願ひいたします。
都計審会長	それでは、まずは最初の議題である都市計画マスタープランの見直しについて事務局より説明をお願いします。

おはようございます。玉名市都市整備課の森田と申します。私からは玉名市都市計画マスタープラン及び玉名市景観計画についてご説明申し上げます。

まず都市計画マスタープランについてご説明申し上げます。資料が多くなっておりませんが、(都市マス)と書かれているもので「(都市マス) 1、2、3、4、5、参考資料」と6つ資料がございます。

まず、「(都市マス) 資料1」に今回の都市計画マスタープランの構成を記載しております。前回12月の都市計画審議会で、都市づくりの理念と目標、将来都市構造をご審議いただきまして、その時のご意見を基に修正したものを参考資料としてお配りしております。

前回の資料から修正したものを青文字で記載しておりますので、こちらについてはご確認いただければと思います。

本日は、前回までの将来都市構造の議論を踏まえたところで、分野別まちづくり方針についてご報告させていただきます。

「(都市マス) 資料2」をご参照ください。現在、平成26年に作成しました都市計画マスタープランでは、分野別の方針を11項目に分けて記載しております。今回の都市計画マスタープランでは、項目数を見直し、大きく7つの項目に整理した上で、表現も分かりやすい形で記載しようと考えております。

変更点といたしましては、前回の都市マスにある、交通体系に関する方針、水と緑に関する方針、供給処理施設に関する方針を一つにまとめまして、大きく都市施設整備に関する方針とし、その中の小項目として、道路交通、公園緑地、河川下水道という形に整理しました。

また、2-8の住環境形成に関する方針については項目としては記載をせずに、各項目に住環境形成に関する方針の内容を盛り込んで書き込むということにしております。

最後に、10、11の市民参画に関する方針と福祉に関する方針をまとめまして、2-7市民参画と福祉のまちづくりに関する方針として整理をしております。この分野別まちづくり方針の詳細なものは、「(都市マス) 資料4」に記載しておりますが、概要については、「(都市マス) 資料3」に分野別まちづくり方針概要という形で整理しております。

「(都市マス) 資料3」の黒文字部分は現在の計画に記載している内容になっており、赤字の部分が今回の都市マスで内容を追加、修正した部分になります。

まず分野別まちづくり方針の7項目のうち、土地利用に関する方針から説明させていただきます。こちらは将来都市構造のゾーン区分や都市拠点の方針に基づいて、各土地利用ゾーンの魅力を引き出し、便利で快適な生活環境と活力ある地域の振興の両立を図るものとして方針を立てております。

内容としては、都市計画区域の再編、用途地域指定の見直し、そして市内の4つのゾーンについて記載をしております。

まず、都市計画区域の再編については、現在都市計画区域に含まれていない三ツ川地区、横島地区、天水地区も含めまして、今後の都市計画区域のあり方について適宜検討を行っていくという方針を立てております。用途地域に関しても、社会情勢や都市構造の変化を踏まえ、適正な用途の見直しを行っていくとすることで方針を謳っております。

続いて、市街地ゾーンにつきましては国道208号とJR鹿兒島本線に囲まれた、本市の中心的な市街地を形成する地域に8つの地区を設定しております。

特に、中心商業地区につきましては、旧玉名市役所周辺や玉名温泉街、既存の商店街等で構成されており、公共公益施設や生活サービス施設が集積している本市の中心的な地区でありますので、玉名市立地適正化計画においても都市機能誘導区域に位置付けております。

加えて、遊休地等の有効活用や都市計画道路の検討、公共交通や自転車ネットワークの確立等のアクセス性の向上を図ることで、積極的に都市機能の誘導を図る地区としております。

また、それと連続する近隣商業地区ですが、JR玉名駅から国道208号までの西部商店街を含むエリアになり、高校や、公立玉名中央病院の跡地活用等と連携することで、利便性が高く、魅力ある商業地の形成と良好な街並み景観を目指す地区としております。

住宅地区につきましては、引き続き地区の特性に応じた密度の住宅配置を進めていくとともに、遊休地や空家、空き地等の有効活用を進めていく地区としております。

住宅調整地区は、国道208号付近の用途指定のない地区で住宅地の広がりが進んでおりますので、無秩序な宅地開発を抑制し、適正な誘導施策を検討する地区としております。

産業地区については、県道寺田岱明線沿道において、工場等の立地がある区域に加えまして、現在三ツ川地区に民間の産業団地の計画が進んでおりますので、こちらも産業地区と位置付け、都市計画マスタープラン上、誘導を図っていく地区としております。

また、本庁舎周辺地区、新玉名駅周辺地区についても、それぞれ適正な機能の誘導を図っていく地区としております。

続いて、田園ゾーンは市街地ゾーンの周辺の農地を位置づけております。

農業地区につきましては、農地流動化や農地集積を促進しまして、営農存続が困難な農地について保全に努める地区としております。また、農地と宅地の混在を抑制し、耕作放棄地の利用促進も図っていく地区としております。

集落地区につきましては、アクセス面が弱い地区でもございますので、アクセス利便性の向上に向けた取り組みを進めることで、一体的な生活圏の形成に務めるとしております。

続いて、中山間ゾーンは森林地区を位置づけておりますが、小岱山や金峰山系の山間部になります。こちらも森林の多面的機能を活かした機能の保全整備と併せて、景観形成、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等に向けた体制整備をしていくこととしております。

臨海ゾーンにつきましては、有明海及び海岸部ということで、有明海の資源を活かした水産業及び臨海レクリエーションを行う地区としております。

続いて、拠点形成に関する方針になりますが、先ほどのゾーンの中に拠点を設けております。既成市街地を活かした拠点集約、機能連携による集約型都市構造の構築を基本とした拠点形成を推進しており、各地域の機能的役割や資源の特徴を活かした整備に努めていくこととしています。

中心拠点につきましては、旧市役所周辺、現市役所周辺、既存の商店街を位置づけておりまして、本市の主要な機能、施設が集積している場所として、機能集積を図り、安全で快適な利便性の高い魅力ある市街地の形成を図ることとしております。

地域拠点は、岱明、横島、天水の各支所周辺になります。市民生活を支える機能や施設が集積している地区であり、機能、施設の維持向上を図るとともに、交通空白地域でもありますので、持続可能な交通体系の構築も考えております。

交通拠点につきましては、新玉名駅周辺とJR玉名駅周辺を位置付けており、市内外の交通結末機能の中心として、各種機能、施設の維持向上を図る地区としております。

観光拠点につきましては、玉名温泉や小天温泉を位置付けておりまして風情ある街並みの醸成に努めながら、交通の利便性や安全性の向上を図り、魅力的な都市観光空間の形成を目指すとしております。

交流拠点につきましては、公園や鍋松原海岸を位置付けており、人や自然との交流の場として、また、様々な情報交流の場として更なる交流機能の維持向上を図ることとしております。

次に、都市施設整備に関する方針ですが、こちらは大きく道路・交通、公園・緑地、河川・上下水道と分類しております。

道路に関しては、広域幹線道路、都市内幹線道路、街なか幹線道路、生活幹線道路があり、道路の役割を明確にして、利便性の高い交通網の形成を推進します。

また、後ほどご説明いたしますが、県道寺田岱明線から玉名駅を跨ぎ、南側の幹線道路に接続するような広域幹線道路の新たな整備を想定しており、慢性的な交通渋滞の緩和や、中心市街地までの移動時間の短縮を考えております。

あわせまして、国道501号と県道寺田岱明線を接続する岱明玉名線が先日開通いたしました。それに繋がる都市計画道路の計画も検討しております。

続いて、街なか幹線道路につきましては、市内の主要な交通施設を結んで、市内全域から市中心部へのアクセス性の向上を図る道路と位置付けておりますので、持続可能な都市計画道路の構築、脱炭素社会の構築を視野に入れ、「歩きたくなるまち玉名」をコンセプトに歩ける道づくりを進めます。

道路との連携としては、地域に密接した利便性の高い交通確保に努めるために各種公共交通についても検討しております。公共交通の空白地域に利用者の要望に応じて運行している乗り合いタクシーなどの地域密着型の公共交通の導入、見直しを考えております。

公園・緑地につきましては、市民生活に安らぎや潤いをもたらす都市環境の向上に資する大切な施設であるため、防災機能等も含めまして検討しております。

続きまして、河川・上下水道についてです。河川につきましては、親水空間やレクリエーション空間の創出と併せて、菊池川水系流域治水プロジェクトとして浸水被害の軽減を図り、水災害ハザードエリアにおける土地利用、住まいの工夫を進めていきます。

上下水道につきましては、安全で良質な水を安定して供給するための計画的な施設の整備と効率化を推進し、地域の実情に適した処理施設の計画的な整備を推進します。

続いて、自然環境保全に関する方針につきましては、山間部・丘陵地の保全活用等、豊かな自然を後世に残し、市民の環境意識の向上を図る施策等を検討しております。近年SDGs（持続可能な開発目標）という考え方も市民に浸透しておりますので、目標達成にむけた人材育成等の記載もしております。

景観形成に関する方針については、主に市民、行政、事業所等が協働して取り組む玉名らしい景観形成に向けた取り組みについて記載をしております。

安全・安心のまちづくりに関する方針につきましては、近年激甚化している災害に対する防災意識の向上や避難体制の強化など減災に向けた行政と市民、事業者などが一体となった災害に強いまちづくりの取り組みを記載しております。近年、復興事前準備という考え方が定着しつつありますので、その部分を追記しています。

また、安全安心の中で防犯環境の整備と地域の防犯力強化ということで、玉名市空家等対策計画に基づく老朽危険空き家に関する対策や交通安全に関する取り組みについても記載しております。

次に、市民参画・福祉のまちづくりに関する方針になります。住民、地域自らが、地域の様々な課題解決に取り組み、若者を巻き込んだ市民と行政の協働のまちづくりの取り組みということで、住民自治、コミュニティの充実のための活動、地域自治の活動のための展開、九州看護福祉大学との連携をそれぞれ記載しております。

また、誰もが安心安全に利用できる歩行空間の施設整備、ウォークアブルなまちづくりの推進、公共公益施設の整備・改善、市民のニーズに応じた住まいの確保についても記載しております。

誰もが住み慣れたまちで安心して暮らしていくために、地域福祉を担う人材やネットワークの構築を整理する意味で、地域福祉を担う人材・団体の活動促進、地域福祉ネットワークの構築と拠点確保、地域ぐるみの防犯・防災対策とユニバーサルデザインの推進を図ってまいります。

都計審会長 只今、都市計画マスタープランの見直しについてご説明いただきました。意見交換は後ほど行いますので、まずご質問がある方はお願いいたします。

都計審委員 農業地区の部分で農地流動化や農地集積を促進と記載ありますが、農地流動化が目的で集積は手段だと思しますので並列での記載に疑問があります。
次に、森林地区で中山間とありますが、中山間の平野部分には農業資源を維持していくための多面的機能支払制度がございますので、そういったことを記載出来ないでしょうか。

都計審会長 ありがとうございます。以上2点にいて事務局いかがでしょうか。

事務局 農地流動化の書きぶりについては、目的と手段のつながりが分かるよう検討をさせていただきます。
中山間につきましても、追記等含めまして、担当課と協議をいたします。

都計審会長 他に何かございますでしょうか。

景観審委員	企業立地推進計画の中で、三ツ川地区の重点促進区域への検討とありますが、玉名市には現在、準工業地域までしかないと思います。工業地域の設定など、どの程度準備をされているのかお聞かせください。
事務局	三ツ川地区については、現在、都市計画区域に含まれておりませんので、今後、都市計画区域への編入についても検討したいと考えております。 しかしながら、用途地域の拡大、都市計画区域への編入については、ハードルが高いものでもございますので、地域住民のご意向等も伺いながら慎重に進めていきたいと考えております。今回の都市計画マスタープラン上では、ひとまず産業地区として位置づけを行い進めさせていただければと思います。
都計審会長	関連して、企業立地推進計画というのは既存の計画でしょうか。それともこれから策定を行う計画でしょうか。
事務局	企業立地推進計画についてはR3年度に策定した計画となります。
都計審会長	それではその計画と都市計画マスタープランを連動させてという形になるわけですか。
事務局	連動させていただきたいと考えております。玉名三ツ川産業団地の区域につきましては、限られた地区でもございますので、企業立地推進計画の中では重点促進地区として位置づけをしております。
都計審会長	その他ご質問ないようですので、引き続き議題2の都市計画道路の見直しについての説明をお願いします。
事務局	おはようございます。玉名市都市整備課の植田と申します。私からは都市計画道路の見直しについてご説明申し上げます。 まず見直しの背景について説明いたします。都市計画道路は、都市の骨格をなす道路として、都市計画法に基づき整備された道路となります。都市交通を円滑にする交通機能、防災機能、都市景観を向上させる景観形成機能など様々な機能を有しております。 旧玉名市におきましては昭和26年に、旧岱明町については昭和37年に当初の都市計画決定がなされました。 現在、19路線が都市計画道路として都市計画決定を受けており、うち9路線について2車線道路としての供用を開始しております。残りの10路線については、全線もしくは一部未着手の状態となっております。これらは長いもので当初決定から70年の年月が経過しております。 近年、人口減少や超高齢化の進展、経済の長期低迷など都市をとりまく環境が変化しており、都市施設に求められる機能やニーズも変化しております。 そういった状況もあり、市では平成19年に都市計画道路の全体的な見直しを行い、その際に、築地中線、前田東線の一部区間の廃止を決定しました。 また、平成26年から28年にかけて、熊本県で荒尾、玉名、長洲をまたがった交通網の見直しが行われ、令和2年度に大野下鍋線を廃止いたしました。 前回の見直しから10年以上経過しており、その間に玉名市新庁舎の完成、新玉名駅の開業、くまもと県北病院の設立など将来求められる市街地の像が変化しています。 また、平成17年より整備を進めてきました岱明玉名線が令和3年5月に全線開通し、今後の都市計画道路の整備方針を新たに検討することが必要になります。 そのため、今回、国、県の都市計画道路見直しガイドラインに基づく将来の交通体系やまちづくりを見据えた道路交通網を構築するために都市計画道路の見直しを行います。 見直しのスケジュールとしましては、令和3年度より都市マスタープラン及び景観計画の見直しを行っておりますので、これに併せまして、都市計画道路の見直しについても令和4年12月での採択を目指し進めてまいります。 見直しの流れにつきましては、見直しの素案作成、関係者協議、住民説明会を経て、都市計画審議会に附議し、採択をいただいた後、都市計画決定という流れになります。

本審議会におきましては素案のご審議をいただき、今後の関係機関協議、住民説明会に活かして行きたいと考えています。資料の中に全国の都市計画道路見直しの状況と、都市計画法第53条の申請状況をまとめておりますのでご参照ください。

続きまして、今後のまちづくりの方向性についてです。まちづくりの方向性につきましては、上位計画でもあります第2次玉名市総合計画や都市計画マスタープランに記載をしておりますとおり、広域連携軸による広域ネットワークの整備、まちなか連携軸による生活道路網の整備を目指して進めてまいります。

広域ネットワークの整備につきましては、九州管内の近隣都市間の都市間交流や物流を促進し、また玉名市一円から中心市街地へのアクセス利便性が向上するようネットワークを構築いたします。

本市の道路網は、東西横断方向に比べ南北縦断方向の整備が遅れているという現状も踏まえ、これからの道路整備については、中心市街地と南部地区や北部地区を結ぶ路線の整備が必要だと考えております。

生活道路網の整備につきましては、市中心市街地の居住の誘導を促進するよう都市間の幹線道路の整備を図り、都市機能の拡充を図るとともに高齢化社会や脱炭素化社会を見据えたウォーカブルな街並みの形成、また安心安全な交通ネットワークを目指した道路整備を行ってまいります。

以上の点を踏まえまして、都市計画道路の見直しを進めてまいりたいと思っております。

現在、市の都市計画道路は19路線ございます。そのうち、整備が完了しているのが6路線、暫定形で完了しているのが3路線、未着手区間を有するのが10路線になります。現在の整備率といたしましては暫定形で供用開始しているものも含めまして、全体で71.9%となっております。

今回は、未着部分を含む10路線で見直しの検討を行ってまいります。10路線は、築地中線、寺畑山田線、前田東線、後田横町線、立願寺南岩原線、玉名駅平嶋線、玉名駅下町線、高瀬大橋中線、長洲岱明線、沖洲金山線になります。各路線とも大きな道路で分断されておりますので10路線を14区間と捉え見直しを行います。

続きまして、見直し案の作成の手法についてご説明します。見直しに際しては平成17年に策定された熊本県都市計画道路見直しガイドラインに基づき行います。

ステップ1として見直しを行う路線、区間を指定します。こちらは都市計画決定からおおむね20年以上未着手、または未着手の区間を含むものを対象にしております。玉名市の場合は、先ほどの10路線が対象になります。

ステップ2としては、路線の評価につきまして、将来交通量や、路線の有する機能、代替路線の有無、経済性などを勘案し、路線の必要性和事業の困難性について検討を行います。必要性に関しては評価項目を13項目に細分化しており、各項目に配点を行うことで、各路線を評価します。事業の困難性に関しては、自然環境条件や社会環境条件、財政面の条件を勘案し各条件の整理を行っております。

これらの結果をグラフ化し、必要性は高く、事業の困難性が低いものをAグループ、逆に必要性が低く困難性が高いものをDグループとしてグループ分けを行っております。この中で、C、Dグループに位置づけられるものを廃止路線として検討したいと考えております。今回の検討の結果により、寺畑山田線、後田横町線、立願寺南岩原線、高瀬大橋中線、沖洲金山線の5路線がC、Dグループに該当しますので、廃止検討路線と位置づけをいたしました。

ステップ3に関しては、先ほど抽出した5路線について路線廃止の影響性を検討しています。路線廃止の影響については、上位計画上での位置づけや、まちづくりを進める上での必要性の評価、代替路線の有無や、代替路線によるネットワークの構築の可否を基に検討しております。

この中で、沖洲金山線につきましては、交通ネットワークが荒尾市、長洲町と連携して構築されており、廃止に際しては両自治体の意見を集約する必要があると考えておりますので、今回の見直しでは存続路線とし、両自治体との協議を今後進めてまいりたいと考えております。

残りの4路線については、参考資料に記載しておりますとおり、廃止した際の影響や各路線のネットワークの精査を行いました結果、廃止を行っても代替路線での補完が可能であると判断し、今回廃止対象路線として位置づけさせていただきたいと考えております。見直しの検討結果につきましては、報告書のP13に記載をしております。

今回の検討により、寺畑山田線、後田横町線、立願寺南岩原線、高瀬大橋中線の4路線を廃止対象路線と位置づけまして今後の関係者協議に移って行きたいと考えております。

今回の見直しに伴う事業の効果としては総事業費が約117億円、事業期間で約47年間短縮され、残事業の総事業費が178億円、事業期間が75年程度の見込みとなります。

続きまして、築地中線と玉名駅平嶋線のご説明をいたします。令和3年5月に岱明玉名線が全線開通いたしました。これにより国道501号から県道寺田岱明線（旧国道208号）を結ぶルートが確立しました。現在は、この寺田岱明線から国道208号までルートを確立できないかというお声をいただいております。玉名市の縦貫道路として整備が期待されていると存じております。

玉名駅平嶋線は玉名駅からループ橋を通り、国道208号までを結ぶ路線になります。路線に並行して流れている境川堤防敷に市道春出築山小学校線という代替路が形成されています。こちらの代替路も岱明玉名線と市道築地立願寺線を結ぶ路線として非常に通行量の多い路線となっております。

現在、熊本県で境川の改修工事が進められております。この改修計画で、境川の左岸に玉名駅平嶋線と並行して走る管理用道路が作られるということになっております。この管理用道路を拡充することで、玉名駅平嶋線の南側部分の代替路になりえるかの検討を行っております。

仮に管理用道路の拡充、整備が可能であるならば、玉名駅平嶋線の南側部分を廃止し、既存の計画の築地中線と玉名駅平嶋線の北側を一本化することによって、流通の促進及び工事経費の削減を見込んでおります。

こちらにつきましては、境川改修事業との関連が非常に強くなっておりますので、県と協議を行いながら手法を模索していきたいと考えております。

続きまして、玉名駅下町線のご説明をいたします。玉名駅下町線は、玉名駅より東に進み、錦橋を通り高瀬まで向かう路線となり、現在暫定供用開始をいたしております。

本路線は中心市街地を横断し、JR玉名駅と市の主要な観光スポットを連絡する道として多くの方が利用しておりますので、ウォークアブルなまちづくりのモデル路線として整備ができないか検討を行っております。

その際、前田東線（松木、六田地区からJR線路の下をくぐり県道寺田岱明線につながるルート）の整備や、近年整備されました小浜繁根木線（繁根木川の堤防沿いの道路）の整備を拡充することで、現在の玉名駅下町線における車の通行量を分散し交通量を減らし、歩行空間の確保が出来ないかも併せて検討しています。

最後になりますが、新規路線の検討事項についてご説明します。こちらの路線は県道寺田岱明線と市道中小野尻線を結ぶJR玉名駅を跨いだ道路となっております。都市計画道路玉名駅立願寺線と連動することで、国道208号と県道熊本玉名線を直接結ぶことが可能となります。この路線の連結により近隣市町との交流が盛んになることと想定されます。

また、市の南部と中心市街地を結ぶため、市民の交通を円滑化にし、慢性的に発生しております高瀬大橋周辺の渋滞解消にも寄与すると考えております。

今回の調査によって将来交通量の推計を行っておりますが、この道路が完成すると約5,100台の交通量が予想されております。こちらの路線につきましては、今後より詳細な調査を行い、計画決定に向けて取り組んでまいります。都市計画道路の決定見直しに関する報告事項は以上になります。

都計審会長

ありがとうございました。

今回、ご説明があった4路線について廃止、つまり都市計画道路としてはこの路線は作らないということでどうかという案が出てきたこととなります。

正式に都市計画審議会としての都市計画決定は12月になりますので、本日はその頭出しとしての説明になっていたと思います。

これについても、都市マスタープランと関連した話になりますが、まずはご質問をよろしく申し上げます。

都計審委員

廃止路線を4路線考えているということでしたが、路線名で説明をされても中々分かりませんので、地図を用いた説明をもう一度お願いします。

事務局

説明の方に不十分な点があり申し訳ございません。報告資料P14（ダイジェスト版のP26）を用いて説明いたします。こちらは現在の都市計画道路の一覧図になります。

4路線のうち寺畑山田線につきましては、旧208号から築地立願寺線を結ぶ道路となります。県道寺田岱明線（旧国道208号）側の起点としては、能開という塾の少し西側になります。そこから北側に直進のルートをとりまして、築地立願寺線側の終点につきましては、糠峰団地の入口が終点となります。玉名高校と玉名中学校を横に見ながら進む道路となっています。

続きまして、立願寺南岩原線の残区間についてです。立願寺南岩原線につきましては、温泉街のルートの整備は完了しております。八芳園から下に下り、郵便局からホテルしらさぎの横に入っていく路線となります。終点は後田横町線と接続する部分となります。

次に、後田横町線については、玉名町小学校の前面道路の南側に都市計画決定しております。

最後に、高瀬大橋中線につきましては、高瀬大橋と高瀬小橋の間にある交差点から堤防沿いが起点となっております。永徳寺の中に入り5年ほど前に開通しました松木14号線と小浜繁根木線からなるT字路までを結び六田の方へ進む路線になります。現在六田、松木方面の区間については完成し供用開始しております。

今回はこの4路線を廃止するものとして検討しております。

都計審会長 この廃止する4路線については全て現道がないと考えてよろしいですか。拡幅ではなく新規に作る路線という認識でよろしいでしょうか。

事務局 一部区間が市道として認定されている区間を含んでいたりしますが、基本的には既存の道路がないところに作る計画になります。

都計審会長 分かりました。このような路線が候補として挙がってきたことになります。他にご質問はいかがでしょうか。

都計審委員 菊池川の右岸、左岸という視点で玉名市を見たとき、最近左岸の天水町も一部過疎に指定されました。右岸と左岸で市内でも経済格差、土地の価格差が発生していると思います。

このような状況で右岸と左岸を結ぶ路線を整備することは右岸、左岸双方に大きなメリットがあると考えます。市としても将来のことを見据えるというのであれば、玉名市全体のことをよく見て、市内が均等に発展することを願いたいと思います。

都計審会長 ありがとうございます。都市計画マスタープランと関連する部分かと思いますが、事務局何かございますか。

事務局 ご意見ありがとうございます。先ほど都市計画マスタープランの中で拠点等の説明を差し上げましたが、それぞれ地域拠点という形でマスタープランには位置づけしております。

全体をまんべんなく発展させることが出来れば、それが最善ですが、地域拠点を大事にしながら公共交通も含めた連携として道路整備等を検討する必要があると考えております。

今回も新規路線ということで、一部市南側からの路線の検討もしております。大きな流れとしては、中心拠点と地域拠点を連絡する軸という形で検討を進めたいと思います。

都計審会長 この内容というのは重要な点なので後ほど議論もしたいと思いますが、私の正直な感想としては、今回の新規路線が急に出てきたような印象があります。これが本当に必要ならば、なぜ当初にこのような計画がなかったのかという疑問も沸きます。

玉名市全体の都市構造を踏まえた議論が出来ていなかったのではないかと感じます。そこも踏まえて、新規路線もそうですが、廃止路線についてもきちんと議論すべきだと思いますので、マスタープランとの関係も含めて引き続き議論をしていきたいと考えております。他に質問はございますか。

都計審委員	<p>整備対象路線の中に築地中線がございますが、路線を整備するにあたっては費用対効果が問題になると思います。</p> <p>現在、岱明玉名線から県道寺田岱明線に出てくる交差点から右折、左折した際に県道が非常に渋滞しているという状況です。築地中線の計画予定地にはすでに住宅が張り付いていますので、岱明玉名線から築地立願寺線へ結ぶ路線の案も検討する必要があると思います。</p> <p>築地中線だけではなく対案も検討することで、費用面及び消防本部との連携等災害面にも着目した中での検討も可能になると思いますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>築地中線については、将来交通量推計で交通量が30,000台程度、玉名駅平嶋線が6,000台程度となっております。事業費については、築地中線が30億、玉名駅平嶋線が14億になります。</p> <p>現在、費用については算定しておりますが、便益を把握しておりませんので、費用対効果をお示しすることは現段階では出来ません。</p> <p>貴重なご意見をいただきましたので、これから消防本部との連携も含めて検討を行ってまいりたいと思います。</p>
都計審会長	<p>それでは質問はこれくらいにいたしまして、意見交換は後ほど設けておりますので、景観審議会にお渡ししたいと思います。</p>
景観審会長	<p>それでは3つ目の議題については、景観審議会会長の田中で進めさせていただきます。</p> <p>玉名市景観計画の見直しについて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>まずは「(景観)資料1」をご覧ください。今回の見直しの大きな項目としては、景観形成方針、地区区分、地区別の景観形成としております。</p> <p>最初に、景観形成方針についてご説明します。</p> <p>市街地景観ゾーンは、住宅、店舗、温泉、駅周辺など多様な要素を含むゾーンですが、今まではその要素を混在させ表記していた状況でした。ただ、新玉名駅周辺整備の計画等もでき、住宅系と商業系の景観形成方針をきちんと整理する必要性があるため今回修正をいたします。修正箇所については資料に赤字で記載しております。</p> <p>幹線道路景観ゾーンにつきましては、主要な幹線道路と周辺の景観や環境と調和した屋外広告物や建築物を方針としておりますが、先ほど都市計画道路の見直しでもありました令和3年に開通した岱明玉名線は田園景観の中を貫く道路ということで、幹線道路景観ゾーンの路線として追加するという形で記載しております。</p> <p>続いての変更点は、地区区分になります。現在の計画では、一般地区は緩やかな景観づくりを進めていく地区。景観形成準備地区は、将来の景観形成推進地区へ高められるような景観形成の意識醸成を図っていく地区。景観形成推進地区は、集中的な景観づくりを進めていくということで、一般地区より厳しい届出の対象などで良好な景観づくりの誘導を図っていく地区ととなり、この3段階の地区で景観形成を図っております。</p> <p>現在、景観形成推進地区に位置づけているのは、高瀬裏川地区、新玉名駅周辺地区、山田日吉神社周辺地区、石貫安世寺地区の4地区になりますが、この4地区に加え、現在景観形成準備地区に位置づけている大浜地区と伊倉地区を引き上げる見直し案を考えております。</p> <p>前回の景観審議会の際にご意見いただきましたが、この2地区は準備地区の時は同じ港町の歴史を持つということで大浜・伊倉地区と1つの地区にしておりました。しかし、歴史背景や町の成り立ちも違いますので景観形成推進地区に引き上げる際は、地区を分けまして、それぞれの地区に対して記載を行おうと検討しています。</p> <p>次に、地区別の景観形成基準についてです。現在の景観計画では、地区ごとに建築や工作物設置の際の届出対象行為を定めております。</p> <p>一般地区におきましては、工作物である柵、塀について、現在は高さが2mを超えるものを届出対象としています。ただ、景観形成上は、高さだけというよりも長さも重要になってきます。そこで今回、面積要件を加えるということで、届出対象を「長さが2mを超え、かつ、長さが30mを超えるもの」に見直しを行います。</p>

続いての見直しは、届出対象行為に太陽光発電施設を追加することです。現在は、太陽光発電施設自体については届出対象になっておりません。太陽光発電施設は、自然エネルギー促進のために推奨している側面もありますが、その反面、建築基準法でも景観法でも届出対象となっておらず、市としても把握する術がございませんでした。

熊本県でも令和3年度に検討を行い、太陽光発電施設について届出対象にするということで見直しを行われています。本市におきましても、太陽光発電施設を届出対象とし、発電施設としては推奨すると同時に景観上の配慮を行ったうえで設置を行うよう誘導を図っていきます。

太陽光発電施設の規模につきましては、一般地区では見付高さが13m又は敷地面積が1,000㎡を超えるもの、景観形成推進地区では高さが1.5m又はパネル面積が10㎡を超えるもの、特定施設届出地区では高さが1.5mを超え、かつパネル面積が100㎡を超えるものとしております。高さの1.5mという基準は人の歩く目線に配慮し設定しています。

続いての変更点は、新玉名駅周辺地区についてです。現在この地区は景観形成推進地区に位置づけておりますが、範囲としては当初の構想区域である35.6haを指定しています。新玉名駅周辺整備基本計画の策定もありましたので、それに合わせ今回60haに区域の拡大を行います。

続きまして、先ほども触れました大浜、伊倉地区の景観形成推進地区についてです。

大浜地区につきましては、昔の廻船問屋の建築物が残っている市道大浜橋外平線を中心に大浜地区の歴史景観に配慮していただくという形で進めてまいりたいと思います。

伊倉地区につきましては、歴史的背景もある伊倉商店街の通りを中心とし、伊倉両八幡までを区域としたいと考えております。

これらの地区では昔の建造物をリノベーションしたカフェなど民間の動きもありますので、民間の動きとともに良好な景観形成を図ってまいります。

最後に、特定施設届出地区についてですが、対象となる路線と施設を追加いたします。路線については、岱明玉名線を追加し、施設については、「太陽光発電施設」と「事務所」を追加します。

事務所を追加した理由としては、これまで対象外でした「販売を伴わない店舗（買取専門業者、不動産業者等）」で原色系の色彩を使用する業者の出店も多くありますので、対象に加えることで、そのような施設についても誘導を図ってまいります。見直し内容については以上になります。

景観審会長

ありがとうございました。主に「（景観）資料1」を用い見直しの概要をご説明いただきました。

これまで都市計画は都市像、つまり物の環境について議論することが多かったですが、皆さんの議論を聞いて、その都市でどう暮らすか、どう住むかという議論を非常にされており心に残りました。

暮らしている皆さんがいるということが前提となり、その姿が景観として現れますので、景観計画と都市計画マスタープランの議論を合わせて出来ればと考えております。まずは、議題3の景観計画についてのご質問はないでしょうか。

景観審委員

現在、新玉名駅周辺は景観形成推進地区になっております。新玉名駅周辺は田園風景の素晴らしい景観を持っていますが、用途地域の指定もなく高さの制限も効きづらい中、どのように景観誘導を図っていくか、個人的に田園風景が好きなもので心配しているところです。今後の駅周辺開発の計画等も含めてお聞かせください。

景観審会長

事務局説明をお願いします。

事務局

新玉名駅周辺の開発については、現在民間事業者と調整中ですので、具体的にお示しできるものはありませんが、景観形成上は、新玉名駅周辺は、田園風景や各山々、島原雲仙の眺望も有していますので、そういった眺望にも配慮する形で景観計画にも記載をしております。

今後、新玉名駅周辺整備検討の中で、どのような事業になるか不透明ではありますが、景観計画としてはあらかじめ記載しておくことで事業者にも配慮を促す形で誘導を図っていきたいと考えております。

景観審会長	<p>今の説明に一点だけ付け加えさせていただくと、新玉名駅周辺は災害に対して脆弱なので、そこで安心安全なまちづくりをする時に、防災の観点は重要になります。</p> <p>また、玉名市の中心市街地を衰退させないためにも、新玉名駅周辺との住みわけの検討も必要になります。</p> <p>いずれにしても新玉名駅周辺だけで完結するものではないので、今回説明のあった都市計画道路の見直しとも関係してくると思います。他にございますか。</p>
景観審委員	<p>新玉名駅の話がありました。私見としては線路の南北で分けて開発するのも一案なのではないかと思えます。北側は高層マンションや建物を建築することも可能かと思えますが、南側は菊池川2000年の米作りの基本となる地域ですので、開発を抑えるという観点も必要かと思えます。それにより小岱山も見えますので観光面でもつながりをもたせることが出来ると思えます。</p>
景観審会長	<p>おっしゃっていただいたように、一体的に考える中でも開発に関しては区域で分けるという視点も必要かと思えます。</p> <p>また、小岱山については、玉名市の象徴的な山です。同じように有明海などとのつながりも大事だと思います。一体で考える事と、分けて考える事、双方の考えで地元の意見は重要ですので計画にも反映していただければと思います。</p> <p>他に質問がなければ、続いて全体的な部分でのご意見をいただきたいと思えます。</p>
都計審委員	<p>現在、熊本も状況が変化してきておりました。特にTSMCの件もあり今後人の流動が激しくなることが予想されます。</p> <p>玉東町では、成功しているオレンジタウン、シルクタウン、加えて最近開発された駅前のマンションもほぼ販売完了したと聞いております。</p> <p>玉名市でも在来線が3駅あり、中でも肥後伊倉駅の存在が今後大きくなると考えます。便利も良いところですので、玉名市内の住宅分布を肥後伊倉側に分散させることで渋滞の緩和等様々な課題解決に寄与すると思えます。そこから公共交通を整備することで観光面にもいい影響があると思えますので、肥後伊倉駅や大野下駅も含めた中で都市計画マスタープラン等でも考えていただければと思います。</p> <p>また、天水、横島、岱明の各支所周辺は各地域の拠点となりますので、例えば岱明支所周辺と大野下駅を結ぶ道路を作りそこから他施設への連携を検討するなど、熊本の変化が著しいこの時期に先を見据えた構想を練ることで柔軟に対応して欲しいと思えます。</p>
景観審委員	<p>ありがとうございます。今の委員のお話は興味深く拝聴していました。事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>玉名の玄関口となる在来線玉名駅を中心に、これまで道路だけに頼ってきたものを、公共交通機関やウォーカブルなまちづくりで補完し、また、大野下駅、肥後伊倉駅との連携についてもパークアンドライド等様々な手法を検討し連携が図れるよう努めてまいります。</p> <p>市庁舎や病院が移動しており、都市機能の大幅な変更もございますので、それらを踏まえた上での道路の検討も行って行きたいと考えております。</p>
都計審会長	<p>事務局から追加で説明があるようなのでお願いします。</p>
事務局	<p>玉名駅は多くの学生が利用しておりますので、将来玉名に住みたいという雰囲気醸成できればと考えております。現在、都市計画道路の見直しとともに玉名駅周辺整備の計画もございます。</p> <p>玉名駅の北側では循環バスや商業地などございますが、一方で空家の増加も見られます。南側では住宅地が形成されており、街区公園もあり生活しやすい空間がありますので、駅を開発することにより南北をつなげる自由通路等を整備することで駅南北の交流の拡大も検討しています。</p>

また、鉄道沿線のまちづくりということで、大野下駅、肥後伊倉駅との連携も視野に、両駅周辺は比較的地価が安いというメリットもございますので、住宅開発や区画整理をとおして、通勤通学や買い物など玉名駅を利用した新しい生活スタイルが生まれる可能性もあります。まずは玉名駅周辺を開発することで玉名にイノベーションを起こすきっかけを作っていきたいと考えております。

景観審会長

これまで、交通体系は免許をもった大人の視点でしたが、そうでなく公共交通を使う子どもたちの視点や免許を返納した高齢者の方の視点で誰もが住みやすいまちづくりをやっていく必要があると思います。

都市計画や道路作りというのは、安心安全な生活のためのインフラですので、防災面にも配慮し事業を進めていくのがこれからの市役所の仕事だと思えます。

事務局

もう一点補足を申し上げます。道路など都市機能の拡充も手法としては必要な部分ではありますが、景観の側面からいいますと、それぞれの地区を代表する資源や魅力、価値を今一度市民の方が見つめ直すことが、地域の価値を上げていくことにつながると思います。

景観計画は、規制することが本来の目的ではありません。それぞれの地区の価値を上げることも目的の一つでございますので、今回、大浜、伊倉地区も景観形成推進地区に引き上げることで、価値が醸成され、そこに住みたい、戻って来たいという人が増えることを期待しています。

景観審会長

ありがとうございます。先ほど委員から観光の話も出ましたが、今は住んでいるように訪れるというのが観光のベースになっています。

以前は、テーマパークのようなものが望まれていましたが、一週間くらいの長期滞在でその土地の魅力を知るといった形に変化しつつあります。この流れは、今後の景観まちづくりや観光の面から見ても非常に重要になってきます。

その他ございますでしょうか。

都計審委員

肥後伊倉駅、大野下駅周辺は、共に非常に歴史のある地区です。

玉名駅周辺を整備していただくことは非常にありがたいことではございますが、住む人にとって肥後伊倉や大野下駅周辺も選択肢に入るよう連携した開発をしていただければと思います。

玉名市の人口減少問題を解決する意味でも、定住を希望する方の選択肢を増やすことは意義があると思います。

景観審会長

委員から定住促進も重要だご意見ありましたが、事務局から何かありますか。

事務局

それぞれの地域の方が、それぞれの魅力を発信していただいて、その魅力を定住に繋げていくよう関係課とも連携を取りながら検討してまいります。

景観審会長

ここで一点、私から柴田会長にご質問させていただいてもよろしいでしょうか。

今回の説明では道路計画が、今後どのように都市像と関連づいていくのか見えにくい部分もございました。柴田会長のご見解をお聞きしてもよろしいでしょうか。

都計審会長

私の率直な感想としても、都市計画マスタープランや都市像とリンクしていないと感じました。今回の廃止路線についてもそうですが、路線一本一本の議論だけではなく、玉名市全体として住みやすいかどうかの議論をしたかが重要になります。

また、その議論を都市計画審議会の場合だけで行ってよいかというのも疑問に思っていて、スケジュールには住民説明会も入っておりますが、本日でさえ様々な意見が出ましたので、住民の方の意見を伺うというのであれば、もう少し丁寧にする必要があると改めて思いました。

景観審会長

ありがとうございます。今回都市計画道路の見直しを説明いただいた際に、インフラの整備というものは長期的な視野に立ち、多くの要素を踏まえた上で多くの人と議論を行う必要があると感じ、柴田会長にご質問しました。これについて事務局はどうお考えですか。

事務局	<p>住民の意見をいただく場については、今後、都市計画マスタープラン、景観計画見直しの際に住民説明会等を予定しておりますので、都市計画道路の見直しも含め連携して行うことを検討いたします。</p> <p>都市計画道路の見直しにつきましては、今後住民説明会や近隣の長洲町、荒尾市、熊本県の意見を伺ったところで、素案を固める作業を行ってまいります。</p>
景観審会長	<p>他にご意見等ございますか。</p>
景観審委員	<p>都市計画道路の見直しについてですが、昭和61年から廃止路線等の提言はあっており、今回の廃止検討についても単なる思い付きではないと感じております。</p> <p>小島橋からJAの敷地を通り玉名駅を抜ける道路も昭和の時代から案としては存在しました。</p> <p>こういった新路線の検討についても画期的なことでありますので、事務局としてはよくやっておられるなというのが私の感想です。</p>
景観審会長	<p>ありがとうございます。確かに、作ることは簡単ですが、廃止することは非常に大変なことです。</p> <p>ただ、大事になってくるのは、その廃止する時のプロセスで、委員がおっしゃったように、以前から議論があり苦渋の選択をしていることは記録としても残しておく必要があると思います。</p> <p>また、その時に多くの人に関わって決めるということを公明正大にやっていくことが、このような審議会の場合でもありますので、論を尽くすという点でも熟議することが審議会の持つ役割ではないかと思いました。他にございますか。</p>
都計審委員	<p>私としては、今回説明のあった新路線を今後の都市計画道路の中で1番に取り組みんで欲しいと思います。</p> <p>在来線の玉名駅は通学、通勤、高齢の方の乗り合いタクシーの中継地など、多くの方の交通拠点でありますから、早め早めの取り組みをお願いします。</p>
景観審会長	<p>ありがとうございます。このような意見が、街のあちこちから聞けるようになるのが本当の意味でのまちづくりになると思います。他にございますか。</p>
都計審委員	<p>近年開発に際し、特に三ツ川地区では山砂の採取が進み、山が無残な姿になっております。抑止策についてもご検討をお願いします。</p>
事務局	<p>三ツ川地区は都市計画区域外ということもあり、規制誘導が難しい地区ではございます。</p> <p>山砂の採取等につきましては、景観法上の届出で把握はしておりますが、行為の規制は難しく、景観上の配慮を求めるといってお願いをしているところです。</p>
景観審会長	<p>他にございますか。</p>
景観審委員	<p>ウォーカブルなまちづくりの目的として、賑わいの創出、イノベーションの機会創出、健康の促進、コンパクトシティプラスにつながっていくと思いますので、今回の案で玉名駅前がウォーカブルなまちづくりの一つの案として入るのは分かります。</p> <p>しかし、それ以外にも玉名市独自の名所近くに、ウォーカブルゾーンのような路線を認定、計画すると良いのかなと思いました。</p> <p>また、そのような路線を計画する際に、地元の方のご意見はもちろんですが、例えば新玉名駅を利用して通勤する人のように、外から来る方にとってのウォーカブルなども取り入れて議論をしていければ良いのではないかと感じました。</p>
景観審会長	<p>非常に良いご提案だと思いますが事務局いかがでしょうか。</p>

事務局	<p>ウォーカーブルの中には単に歩きやすいというだけではなく、様々な地域課題を解決する要素が含まれています。</p> <p>路線につきましても、地元の方は気づきにくいけれど、外の方が見ると魅力的な路線も多くあると思います。まずは玉名駅周辺をモデルケースとして位置づけ、その効果が波及していけばと考えております。</p>
景観審会長	<p>皆様本日は多くのご意見をいただきありがとうございました。</p> <p>それでは、進行を司会にお返しします。</p>
司会	<p>田中会長、柴田会長、議事の進行、大変ありがとうございました。委員の皆様におかれましても、長時間、大変ありがとうございました。</p> <p>ここで、事務局より玉名市立地適正化計画についてご報告がございます。</p>
事務局	<p>令和3年12月24日に開催いたしました第3回玉名市都市計画審議会においてご審議いただきました「玉名市立地適正化計画」につきましては、審議会からの答申内容を踏まえ修正したものを、約1か月間の事前周知期間を経て、3月31日に公表を予定していたところです。</p> <p>しかしながら、予定期間内での十分な周知が不足している状況であることから、公表予定時期を延長し、再度十分な周知期間を設けることといたしましたのでご報告いたします。</p> <p>なお、公表時期につきましては、決定後、市民の皆様にご周知することとしています。</p>
司会	<p>ただ今のご報告については、よろしいでしょうか。</p> <p>以上をもちまして、令和3年度第4回玉名市都市計画審議会及び第2回玉名市景観審議会合同会議を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席頂きありがとうございました。</p>

